

改正 平成30年3月20日告示第88号

(目的)

第1条 この要綱は、食を通じて健康づくりを応援する店舗の普及を促進することにより、市民の健康を地域主体で支える環境の整備を図り、もって健康なまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(応援店の認定)

第2条 市内において次の各号のいずれかに該当する店舗を経営する者であって市長が適当と認めるものは、当該店舗について、食を通じた健康づくり応援店（以下「応援店」という。）として市長の認定を受けることができる。

(1) 葉酸を多く摂取できる加工食品又は料理を提供する店舗

(2) 栄養に関して工夫し、健康に配慮した加工食品又は料理を提供する店舗

2 前項の認定（以下「認定」という。）の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(認定の申請)

第3条 応援店の認定を受けようとする者は、坂戸市食を通じた健康づくり応援店認定（更新・変更）申請書（様式第1号）に提供する加工食品又は料理の写真を添付して、市長に提出しなければならない。

(応援店の認定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項に規定する食を通じた健康づくり応援店認定検討委員会の意見を聴取するものとする。

2 市長は、前項の規定による意見を参考に認定の可否を決定し、坂戸市食を通じた健康づくり応援店認定（不認定）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(食を通じた健康づくり応援店認定検討委員会)

第5条 応援店の認定に関し客観性を高めるため、食を通じた健康づくり応援店認定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 食を通じた健康づくりに関する活動を行っている団体の代表者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 検討委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

8 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

9 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

10 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(応援店の周知)

第6条 市長は、応援店を広く市民に周知するとともに、必要に応じて市の健康政策に基づく指導又は助言を行うものとする。

(応援店の責務)

第7条 応援店の認定を受けた者は、市の健康政策の趣旨を理解し、積極的に食を通じた健康づくりの広報活動に努めるものとする。

2 応援店の認定を受けた者は、加工食品又は料理の提供に当たっては、坂戸産の農畜産物を用いるよう努めるものとする。

3 応援店の認定を受けた者は、市長の要請に応じて当該応援店の当該認定に係る加工食品又は料理

の提供に関する状況（以下「提供状況」という。）を報告するものとする。

（更新の申請）

第8条 応援店の認定を受けた者は、認定の有効期間の満了後引き続き認定を希望する場合は、当該認定の有効期間の満了日の2か月前までに市長に申請し、認定の更新を受けなければならない。

2 第3条及び第4条の規定は、前項の認定の更新について準用する。ただし、申請内容が当該申請時に受けている認定の内容と変更がない場合は、検討委員会の意見聴取を省略することができる。

（変更の認定）

第9条 応援店の認定を受けた者は、当該認定に係る加工食品又は料理の提供に関する内容を変更しようとするときは、市長の認定を受けなければならない。

2 第3条及び第4条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

3 第1項の変更の認定の有効期間は、当該変更の認定前に受けた認定の残存期間とする。

（辞退の届出等）

第10条 応援店の認定を受けた者は、当該認定に係る加工食品又は料理の提供が継続できなくなったときは、速やかに坂戸市食を通じた健康づくり応援店辞退届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 応援店の認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

（1）氏名又は名称

（2）住所若しくは所在地又は電話番号

（3）応援店の店舗名、所在地又は電話番号

（調査）

第11条 市長は、応援店の提供状況について、必要に応じて調査を行うものとする。

（改善指導）

第12条 市長は、前条の調査により応援店の提供状況が応援店としてふさわしくないと認めるときは、当該応援店の認定を受けた者に対して改善指導を行うものとする。

（認定の取消し）

第13条 市長は、第10条第1項の規定による届出書の提出があったとき又は応援店の認定を受けた者が第11条の調査に応じないとき若しくは前条の改善指導に従わないときは、当該応援店の認定を受けた者に対して、坂戸市食を通じた健康づくり応援店認定取消通知書（様式第4号）により当該認定を取り消すことができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年告示第88号）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の坂戸市食を通じた健康づくり応援店普及促進事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第2条、第3条及び様式第1号の規定は、この告示の施行の日以後に申請のあった新要綱第2条第1項に規定する応援店の認定について適用し、同日前に申請のあった改正前の坂戸市食を通じた健康づくり応援店普及促進事業実施要綱第2条第1項に規定する応援店の認定については、なお従前の例による。

様式第1号

（第3条、第8条、第9条関係）

様式第2号

（第4条関係）

様式第3号

（第10条関係）

様式第4号

（第13条関係）